

夫婦養子慣行の背景と機能 ——多摩源流域一山間農村の社会構造——

社会学研究科社会学専攻博士後期課程修了

立柳 聡

要旨

山梨県の東端部、小菅村に位置する自然村(ムラ)の一つである小永田は、伝統的に麦や様々な雑穀の栽培を主体に人々が暮らす畑作農村であった。ここでは、家の相続をめぐる、夫婦養子の慣行が古くから各戸で繰り返されてきたとみられることから、本稿では、その背景と機能を問うことを手がかりに、このムラの社会構造を明らかにすることを試みた。当地の夫婦養子には、以下の三つの機能が認められる。①子どもがいない家が絶家となることを防ぐこと。②各戸の次男、三男に対する処遇として、実質的に家を持たせること。③構成戸の極端な増減を予防し、ムラの規模を適正に維持すること。合わせて、これらの背景には、耕地に限られ、零細な畑作農村であることから、多くの家において分家を創設することが困難である一方、絶家が相次げば、構成戸が減り、ムラそのものの存亡に関わる事態を引き起こしかねない事情があるとみられることを明らかにした。

キーワード

畑作農村、両養子、分家、絶家

目次

- I 問題の所在
- II 調査地の概況
- III 方法
- IV 族制慣行 —親族と家の創設・相続・交際—
 - A 親族をめぐる認識
 - B 家の創設と相続
 - C 分家の実態
 - D 本分家関係と交際

V 夫婦養子の実態と特色

VI 結論 一 小永田の社会構造における両養子の意義一

I 問題の所在

夫婦養子とは、「子どもがいない場合、すでに夫婦である者を養子とする慣行。…両養子あるいは両貫いなどともいう。…潰れ家を買って、その家の養子となって再興し、その家の財産以外に氏神や墓所などを継承する買養子あるいは買継ぎ養子の場合、夫婦養子の形態になる場合が多い。…」ⁱと紹介される相続養子の一種である。家の継承に関する考え方、親族の組織化や交際のあり方とも深く関わり、村落の社会構造を考察する重要な手がかりになる慣行と考える。筆者は、長らく畑作農村の社会構造を探究してきたが、こうした養子慣行が頻繁に繰り返されてきたとみられる畑作の自然村（ムラ）において、取り分けその背景と機能に注目し、他の族制慣行との機能連関を検討して、当該村の社会構造の一端を明らかにしようとするものである。

なお、データ収集のための民俗調査ⁱⁱは、2015年7月から2016年5月にかけて行われた。本稿は、それらの内、26戸の世帯調査から把握されたデータに基づくものである。

II 調査地の概況

調査地である小永田は、山梨県の東端に位置する小菅村を構成する八つの地区（字、ムラ、自然村とみられる。以下、小永田、または、ムラと称する。）の一つで、長らく村の中心部から最も山奥に位置する袋ムラであった。自治会加入戸数は38となっているが、絶家や長期不在の家が増えており、現存する実質的な戸数は31と思われる。38戸の内、23戸がF姓であり、他にS姓（3戸）、KS姓（4戸）、A姓（1戸）、N姓（2戸）、FR姓（2戸）、H姓（1戸）、KW姓（1戸）、O姓（1戸）がみられ、これらがムラ組とみられる八つの隣保組に組織されており、葬儀等、近隣互助協同の中核として機能してきたことが知られる。伝統的な生業は、麦の栽培、並びに、アワ、キビ、ヒエ、サド、アカモロ、ソバといった雑穀の栽培による農業であり、特に、ソバは夏季に焼畑による生産が主体であった。この他、ジャガイモやコンニャク、ワサビの栽培、養蚕も多くの人々に記憶されていたり、現在も栽培されている。平地がない山間農村であり、田は昔からほとんど存在しなかった。これまでの調査から、財産保有や小作経験などの生業実態に照らし、家々に経済的な家格差が認められる。ⁱⁱⁱ一方、大正7年（1918年）当時のムラの総戸数は39であり、その後、昭和56年（1981年）に、46戸まで増えたが、約1世紀の間、ほとんど変化していない。^{iv}一つ一つの家が巧みに維持されてきたとみられる。^v総じて、山間過疎地の零細ではあるが、共同性の強い穀類を中心とした畑作農村の姿が浮かび上がってくるように思われる。^{vi}

Ⅲ 方法

自然村、ムラ、字などと呼ばれることが多い日本の地域社会の多くは、伝統的に農業に依拠して作られた共同体の性格を有してきた。各戸が田や畑といった耕地を財産として土地に縛られ、近隣で代々一緒に生活を続けることによって形成された。分家、ムラ内婚、仮親の制度等、様々な族制慣行を介して、地域社会の中に親族が多々存在する状況を生み出すと共に、生業や日常生活、冠婚葬祭等の場面で頻繁な互助協同を繰り返し、共属感情を高めつつ、そのあり方と関わって、ムラの社会構造を育む原動力の一つとなってきた。

養子慣行もそうした族制慣行の一つとみられることから：

- ① 小永田の族制慣行の全般を見渡し、特に親族をめぐる認識と交際を中心に、世帯調査において把握された実態を紹介して、特色とそれが生み出されてきた背景を考察する。
- ② 夫婦養子をめぐって、①と同様に紹介と考察を行う。
- ③ ①と②の機能連関を検討し、小永田の社会構造の一端について考察する。^{vii}

Ⅳ 族制慣行 —親族と家の創設・相続・交際—

A 親族をめぐる認識

これまでの世帯調査によって明らかになった親族を捉える概念は以下の六つである。

シンセキ：「血のつながりがある人、家を出た兄弟姉妹、本家や分家、親の実家など、全部」などと説明される。概ね親族一般を意味する、親族をめぐる最も広い概念とみられる。表1は、その実態であり、具体的に誰がシンセキであるかを質問した結果を集計したものである。

ミウチ：「ホンケやブンケ、この家から出て行った人（ヨメやムコに行った人）、血のつながりがある人」、「一番大事なシンセキ」などと説明するインフォーマントと、「シンセキと同じ」といった回答をするインフォーマントが存在するが、前者は高齢者が多いとみられ、圧倒的に後者の見解が多い。表2は、その実態であり、具体的に誰がミウチであるかを質問した結果を集計したものである。

ヒッパリ：「うちからヨメ（ムコ）に行った人の家のシンセキ」などと説明されるが、耳にすることは少ない。本質は姻戚のシンセキとみられよう。

ホンケ：本家

ブンケ：分家^{viii}

ウマレウチ：生まれ家。実家のこと。

表1と2を比べてみると、大きな違いはなく、今日的には二つの概念は曖昧になっているとみられる。その上で、小永田の人々の親族に対する認識をめぐって、以下の特色を読み取ることができる。考察する。

- ① 世代深度+X、すなわち、いつの時代に形成されたかわからないほど古いつながりや出

自が共通と信じられている家が認識されていることに象徴的なように、親族を認識する世代深度は深いとみられる。

- ② 各世代とも、配偶者の実家、世帯主と配偶者のキョウダイの婚家の出現が相対的に目立っていると思われる。
- ③ ①と②を踏まえると、親族を認識する上で、総じて血縁とキョウダイ関係が重視されているとみられよう。一部のインフォーマントが言うように、ミウチが一番大事なシンセキを意味するとすれば、正にその本質を示唆していると思われる。
- ④ 仲人、土地や屋敷地を分け合った家も親族としていることは、小永田の人々の親族をめぐる認識の顕著な特徴とみられる。これらについての詳細な検討は別稿を草する。
- ⑤ 「祖先中心的に認識される親族」と「自己（家）中心的に認識される親族」を量的に比較した場合、後者の数が圧倒的に多い。小永田の人々にとって、通常意識される親族は、姻戚であり、③を踏まえると、他家に婚出した世帯主や前世帯主のキョウダイの婚家、配偶者の実家やキョウダイの婚家と思われる。

B 家の創設と相続

世帯調査から判明した小永田の各戸の伝統的な家のあり方は、一子残留により、その子どもも生殖家族と親夫婦が同居し、歴代の先祖の位牌を祭祀する仏壇と先祖代々墓を管理しつつ、連綿と続いていくことを目指す直系家族制を理想とするものであったとみられる。

資料3は、世帯調査によって判明したムラ内27戸の継続世代数である。3代以上続いている家が20戸もあり、これだけでも全戸の半数を超えている。ここからも概ね安定的に既存の家を維持してきたムラであることが推察される。なぜであろうか。

一方、資料4は、世帯調査によって過去3代の相続継承線が判明した13戸について、その実態を明らかにしたものである。「次男」、「三男」による相続は、長男、次男の戦死や早世に伴うものであり、実質的な長男相続である。インフォーマントの言説からは、「男子」とあるのも、長男である可能性が高い。従って、類型①～⑧は、概ねすべて3代に及ぶ長男による相続を意味していると読み替えるものである。小永田における家の相続は、基本的に長男に期待される役割であったとみられる。しかし、類型⑨が明らかにしているように、女子による相続も許容範囲にあり、注目しておきたい。よって、長子相続的と表現すれば、最も適切であるのかもしれない。

これに対し、資料5は、分家格の家の内、家の創設初代であった先祖が、その親から見てどのような出生順の子どもであったが判明する7例について、その実態をまとめたものである。分家の創設は、概ね次男、三男を中心に、長男以外の男子に期待される役割、もしくは、そうした子どもに対する処遇であったとみてよいであろう。なお、ここにも長女が出現する。資料4の分析とも重ね合わせ、一番最初に生まれた女子は、別格と見なされていたと推定さ

れよう。

C 分家の実態

しかしながら、仮に次男、三男に対する処遇として、分家を創らせたいと親が願っても、その実現は困難が多かったと伝えるインフォーマントが多い。^{ix}言説の共通点を集約すれば、事情は概ね以下のように整理される。

- ① 小永田は山間の零細な農村であって、財産分与の対象となる耕地が限られている。細分すると、本家も分家も生きていけなくなる。
- ② 家々に経済的な格差があり、分家を出せる家は概ね決まっていた。
- ③ 家が多くなると、水が足りなくなる等、ムラの自治に支障が生じることもある。

実際、筆者が調査したところでは、分家格の家の多くが、分家に際して何も財産をもらっていないなかったり、本家の小作となることや年貢を払うこと等の条件を負っていた。^xこうした中、何らかの財産分与を受けて分家となった事例もいくつかは把握することができた。

資料6は、その実態をまとめたものである。プライバシー保護の立場から、世帯番号ではなく、事例番号とし、あえてランダムな配列としたので、幾分見にくいだが、分与される財産にかなりの開きがあることが理解されよう。補足的にコメントすれば、筆者が把握したデータから見て、これらは明らかに本家の経済力の差を反映するものである。特に、事例③は注目されよう。結局、限られた財産を分与した上で、本家と分家の双方が生き続けるには、均分するしかないまでの厳しい現実を証明するものとみられる。

D 本分家関係とその交際

こうして誕生した分家と本家との関係を整理したものが表7である。これまでのところ、六つの姓に、計13の系譜関係が確認されるが、構成戸は、最大で3戸である。ここから判明することは、以下と考察する。

- ① 直接的な本分家関係にある二つの家からのみ構成される事例が大半である。分家が分家を創設することや、一つの家が、複数の分家を創設することの困難さや稀さを象徴している。前節Cに既述した実態や考察を裏付けるものと理解されよう。
- ② 同じ姓の家が一つの系譜につながるわけでもない。同じ姓であることよりも、直接的な本分家関係にあることの誼が大切と考えられているのではなかろうか。^{xi}

総じて、少なくとも大規模な同族団のような親族集団が形成される状況にはないとみられる。また、これまでの調査からは、本家と分家における農作業の協力や日常の交際は概ね互助的であり、分家の本家に対する従属的、奉仕的な関わりや本家による庇護的な関わりは、資料6に掲載した事例①以外には、確認できない。さらには、本分家での定期的な集まりや共同で祭祀する神仏もない。小永田の本分家関係にある家同士は、系譜の本末関係は認識しているが、集団的な性格は弱く、その関わりは優れて仲間的とみなしうるものであり、本質

は同類とみることが適切と思われる。

V 夫婦養子の実態と特色

小永田では、夫婦養子は、「両養子」と呼ばれている。「後継ぎの子どもがなく（なり）、家が絶える心配が生じた時、夫婦を養子として迎えること」などと紹介されることが多い慣わしである。筆者のこれまでの調査で、27戸の過去三代に遡る系譜関係の調査から、計11の事例が発見されている。資料8は、それらの内、事情が比較的良好とわかる7事例について詳細をまとめたものである。ここから以下を注目点として指摘しうると考える。

- ① 両養子は、三つの世代いずれからも発見される。当地における伝統的な相続の慣わしとみられる。
- ② 両養子となる夫婦の少なくともいずれかは、両養子を迎える家と（古い時代から）親族関係にあることが一般的で、特に、夫とのつながりや明確な血縁が選好されていたとみられる。
- ③ 両養子として迎えられながら、迎えた家の姓を継承せず、従来の自分たちの姓を名乗る事例もある（事例③）が、夫婦のいずれかがムラ内の家の出身の場合には、みられない。当地の伝統的な両養子のあり方と明らかに矛盾するものであり、何か特殊な事情を反映した例外的な事例と思われる。
- ④ そもそも養子として迎えていた子どもが配偶者を迎える場合も両養子と見なされている。（事例④）結局、夫婦の両方が別の家の出身であることが、両養子とみなす本質的な要件なのではなかろうか。
- ⑤ しかしながら、一度家を離れた実子の夫婦が戻ってくる場合も両養子と見なされている。（事例⑦）しかし、本事例は、家を相続した夫の兄が急遽転居することになったという特殊な事情に基づいて生じた事例であって、例外的なものと考えの方が妥当であろう。

以上①～⑤を踏まえ、その背景と当地の親族をめぐる認識や相続慣行との相関を考察してみたいが、これまでの調査から得られたその他のデータから、そのための有効なヒントと見られることを先に紹介しておきたい。

自身の親夫婦が両養子として迎えられ、一方、自分の姉夫婦を両養子として送り出し、両養子の慣行について詳しい知見を有する世帯番号23の前世帯主であるインフォーマントは、両養子をめぐって、次のように語っている。

「…両養子を迎えることになるのは、およそ成人となって、遠からず結婚して家を相続することになるであろう子どもが、戦死したり、事故や病気で思いがけず急逝したり、お嫁に行ってしまったたり、特別なことが起きて、家が絶えそうになった時です。この頃になると、親もそれなりの年なので、もはや小さな子どもを養子にもらって育てる時間も体力もない。なので、遠からず子どもが生まれ、その後の後継者も得られる可能性が高い若い夫婦を両養

子として迎えようとするのです。…両養子は、血のつながりのある人、ミウチから探します。その人に後継者となる子ども以外にも結婚の時期を迎えている子どもがいれば、結婚と同時に、両養子にほしいと頼みます。…でも、よい具合にそうした子どもが見当たらないこともある。そうすると、シンセキ、遠いシンセキなど、いろいろ見渡して探すことになる。その子が男か女かなど、細かいことを言っていられない場合も…」

これらを総合すると、以下のような解釈が可能になると考える。IV—Aで明らかにしたように、小永田の人々にとって、ミウチは伝統的に最も重要な親族を意味するものであったとみられるが、その核心は、血縁とキョウダイ関係と考察された。本来、家の後継者となる実子は、自分と血を分けた最も身近な血縁者となろうが、それに順ずる存在を両養子として迎えようとするれば、その対象を明確な血縁関係を有する親族から選ぶようすることは、正に合理であって、ミウチに注目が集まる理由が理解される。^{xiii}また、IV—Bで明らかにしたように、当地の相続慣行の重要な特色は、長男による相続が第一義的好まれる男子相続の傾向にある。特に両養子となる夫婦の夫との血縁関係が問われることは、そうした相続慣行と適応的と考えうる。

しかし、理想通りの選択が困難な場合も起きる。資料8は、明確なつながりがわからないほどの古い親戚から両養子を迎えることや一度独立した実子夫婦を迎えることも明らかにしているが、このことは、一つには、小永田の人々の親族を認識する世代深度の深さと整合的である。^{xiii}また、折々に状況適応的な判断を許容してきたとする、上掲のインフォーマントの言説とも一致する。一見例外的と見える事例が存在する理由が理解されよう。

また、資料8には、事例④のように、実質的に長女である養女が結節点となって出現した両養子の事例も報告されているが、女性による相続を許容してきた当地の相続慣行や、長女を新しい家の創設者と認め、他の女子とは別格と見なす傾向を示す当地の分家慣行と整合的と思われる。

このように、両養子は、当地の親族をめぐる認識や相続慣行と概ね整合的であり、それを補完したり、強化する機能を有するものと考察する。^{xiv}

では、その他の族制慣行とはどのような相関が問えるであろうか。資料9は、両養子とする子どもを探していた家の世帯主から、遠からず配偶者を得て、結婚と同時に両養子となることを期待されるようになった子どもについて、その実親からみてどのような出生順の子どもであったかを、資料8に掲げた七つの事例について確認し、集計した結果である。

ここから判明することは、圧倒的に次男である子どもとその配偶者夫婦が両養子として送り込まれていることである。結局、両養子は次男である子どもに対する好ましい処遇と考えられていたものと思われる。

この点と関わって、前掲の世帯番号23の前世帯主であるインフォーマントは、以下のように語っている。背景を考察する有効な手がかりと思われるので紹介しておきたい。

「親にしてみれば、同じ男の子でもあり、長男に家を相続させるのであれば、次男にも相應のことはしてやりたい。でも、財産に乏しく、貧しい家では分家は出せない。あまり遠くに行ってしまうのも寂しいとなれば、ムコに送るか、両養子に出すかが一番よい…

両養子に入れれば、その家の世帯主になり、財産を相続できるので、分家に出すのと同じような価値があります。」

結局、両養子は安上がりな分家の創設とみる認識が語られていると思われる。Ⅳ—Bで明らかにしたように、当地では、分家の創設は次男、三男の役割として期待される傾向にあるから、こうした新しい家の創設に関わる慣行とも整合的であることがわかる。また、Ⅱで指摘したように、小永田がムラとしてほどよく存続し続けていく上で、適正と見られていた条件は、総戸数40戸程度を維持していくことであった。それより増えすぎても減りすぎてもムラ全体の存亡に関わる事態となりかねない状況の下で、分家を創設することの難しさもあったとみられる。すると、両養子は、ムラ内の既存の家の絶家を防ぎ、ムラの適正規模を維持すると共に、次男、三男を抱えた家に対して、こうした子どもに適切な処遇を与える都合のよい機会を提供することにもなっていたと理解されよう。

加えて、Ⅳ—Dで明らかにしたように、当地の本分家関係は仲間的で、農業や日常の場面での交際は、互助的に機能していたことから、両養子として実子を送った家がムラ内に存在することは、実質的な分家として、日々、身近に助け合える家を増やすことにもつながっていたものと考えられよう。^{xv}

Ⅵ 結論 一 小永田の社会構造における両養子の意義一

小永田というムラの基本的な性格をめぐっては、Ⅱにおいて、「山間過疎地の零細ではあるが、共同性の強い穀類を中心とした畑作農村」と要約しているところであるが、稲作が行えず、畑となる耕地も限られた状況の下では、突出して裕福な家が誕生し、そこが有力な本家となって分家を増やしては束ね、同族を形成してムラを統制する秩序を形成することは考えがたい。ムラが生き延びる適正規模を維持するためにも分家の創出が難しいとなれば、系譜関係で結びつく家とその交際のあり方は、概ね直接的な本分家関係にある家同士に限定されてくると共に、仲間的、互助的、日常的なものになるからくりが見えてくる。ムラの自治の主役として隣保組が台頭したり、親族に対する認識が祖先中心的ではなく、圧倒的に自己中心的なものとなった背景は概ねこうしたところと考察されよう。また、耕地という財産は末永く受け継いでいかねばならない。さらには、ムラの適正規模を維持するためにも家の存続が不可欠となれば、後継者の確保が常に求められるから、それに適合的な直系家族制が家族形成の規範となる理由も理解される。しかし、それは家を相続できない子どもに対する処遇をどうするかという問題を生じさせると共に、絶家を回避するしくみの必要性も生みだしたと考えられよう。

以上を踏まえて検討すれば、両養子は、当地の族制慣行の多くと整合しつつ、相続と分家のあり方、本分家の交際のあり方、ムラの自治と存続の都合、三者の間に生じる矛盾を巧妙に調整する機能を有し、既述の社会構造の維持に関わってきたと考察できよう。

資料1 世帯調査対象26戸にみる親族

n = 88

祖先中心的に認識される親族			自己（家）中心的に認識される親族			
関係	実態	実数	関係	世代深度	実態	実数
本分家	本家	7	姻戚	+ X	昔、嫁をとった家	1
	分家	3		+ 2	父の父の実家	2
	分家同士	3			父の父の実家の姻戚	2
		父の父の兄の婚家			1	
		父の父の兄の妻の実家			1	
		父の母の実家			1	
		父の母の姉妹の婚家			1	
		母の母の実家			1	
		母の母の実家から嫁を出した家			1	
		母の母の妹の婚家			1	
		祖父母のキョウダイの孫の婚家			2	
		配偶者の母の母の実家の分家			1	
		+ 1			父の実家	1
				父の実家から嫁を出した	1	
				父の姉妹の婚家	6	
				父の姉の娘の婚家	1	
				母の実家	3	
				母の実家の分家	2	
				母の実家から嫁を出した家	1	
				母の兄の婚家	1	
				母の姉妹の婚家	3	
				配偶者の父母の子どもの婚家	3	
				配偶者の母の実家	5	
				配偶者の母の実家から嫁を出した家	1	
		配偶者の母の兄弟の婚家		1		
		配偶者の母の姉の婚家		1		
		+ 0		実家	6	
				実家の分家	1	
				姉妹の婚家	4	
				姉の婚家の本家	1	
				姉の婚家の本家から嫁を出した家	1	
				配偶者の実家	3	
		配偶者の姉妹の婚家		5		
		- 1	長男の嫁のオジの家	1		
			長男の嫁のオバの家	1		
		その他	+ X	コトマス7軒（草分けの家） 同士	1	
				昔、屋敷地を貸与した	1	
				昔、土地を売ってもらった	1	
			+ 1	父の仲人の家	1	
				父の実家の近くの家から嫁をとった家	1	
		+ 0	仲人の家	1		
			仲人の家に嫁を出した家	1		
計		13	計		75	

※Egoは現在の世帯主 + : descend - : ascend キョウダイ : 兄弟姉妹

資料2 世帯調査対象26戸にみるミウチ

n=95

祖先中心的に認識される親族			自己（家）中心的に認識される親族							
関係	実態	実数	関係	世代深度	実態	実数				
本分家	本家	7	姻戚	+X	昔、嫁をとった家	1				
	分家	3		+3	曾祖父のキョウダイの婚家	1				
	分家同士	3		+2		父の父の実家	2			
出自	血縁ありとされる家	1				父の父の実家の姻戚	2			
						父の父の兄の婚家	1			
						父の父の兄の妻の実家	1			
						父の母の実家	1			
						父の母の姉妹の婚家	1			
						母の母の実家	2			
						母の母の実家から嫁を出した家	1			
						母の母の妹の婚家	1			
						祖父母のキョウダイの孫の婚家	2			
						配偶者の母の母の実家の分家	1			
						父の実家	1			
								+1	父の実家から嫁を出した	1
									父の姉妹の婚家	6
							父の姉の娘の婚家		1	
				母の実家	4					
				母の実家の分家	2					
				母の実家から嫁を出した家	1					
				母の兄の婚家	1					
				母の姉妹の婚家	3					
				配偶者の父母の子どもの婚家	3					
				配偶者の母の実家	5					
				配偶者の母の実家から嫁を出した家	1					
				配偶者の母の兄弟の婚家	1					
				配偶者の母の姉の婚家	1					
				実家	7					
				+0	実家の分家	1				
					姉妹の婚家	4				
			姉の婚家の本家		1					
			姉の婚家の本家から嫁を出した家		1					
			配偶者の実家		3					
			配偶者の姉妹の婚家		5					
			配偶者の弟の婚家		1					
			配偶者の弟の婚家の姻戚		1					
			-1	長男の嫁のオジの家	1					
				長男の嫁のオバの家	1					
				コトマス7軒（草分けの家） 同士	1					
			その他	+X	昔、屋敷地を貸与した	1				
					昔、土地を売ってもらった	1				
				+1	父の仲人の家	1				
					父の実家の近くの家から嫁をとった家	1				
				+0	仲人の家	1				
				仲人の家に嫁を出した家	1					
計		14	計			81				

※Egoは現在の世帯主 + : descend - : ascend キョウダイ：兄弟姉妹

太字： 表1には現れない対象や認識される実数が多いことを意味する。

資料3 各家の継続世代数 $n = 27$

継続世代数	実数 (戸)
7代以上	1
7代	1
6代以上	2
5代以上	4
5代	1
4代以上	2
4代	2
3代以上	4
3代	3
2代	5
1代	2

資料4 各家の過去3世代の相続継承線

$n = 13$

類型番号	パターン	実数 (戸)
①	男子 → 長男 → 長男	4
②	長男 → 長男 → 長男	2
③	男子 → 男子 → 長男	1
④	男子 → 男子 → 次男	1
⑤	男子 → 長男 → 次男	1
⑥	男子 → 次男 → 次男	1
⑦	男子 → 三男 → 長男	1
⑧	次男 → 長男 → 長男	1
⑨	長女 → 長男 → 長男	1

資料5 家の創設者の出生順 $n = 7$

出生順	実数
長女	1
次男	2
三男	3
四男	1

資料6 分家に対する財産分与の実態

n=6

事例番号	分与された財産
①	屋敷地用に8畝の畑、畑1反、 山林の貸与（年貢率4部6 ※収穫の4割を本家に納める。）
②	畑3ヶ所、山、屋敷地
③	屋敷地と畑 ※ 本家財産のほぼ半分
④	小さい畑2ヶ所、屋敷地55坪
⑤	畑3反、山林1町歩
⑥	山林2ヶ所

資料7 世帯調査で判明した本分家関係

A姓： Z2 +3 31

F姓： ① Z4 +2 41
 ② 12 +2 Z7
 ③ 14 +2 21
 ④ 23 + ? 22
 ⑤ Z3 +2 52
 ⑥ 89 +4 84 +1 81

FR姓： 村内別地区に所在する本家 +1 88
 +2 32

KS姓： ① 絶家 +7 13 +2 15
 ② Z6 +3 87

N姓： 63 +2 83

S姓： 33 +3以上 34
 +3以上 64

※凡例： A +4 B …4代前に、AからBが分家した。
 Z数字、二桁の数字は、いずれも世帯番号である。

資料8 両養子の実態

n = 7

事例番号	当該戸の世帯番号	養子が生じた世代	養子夫婦の実家または所在地	養子夫婦の実家との関係	養取した親の事情と特記事項(※)	養取の時期
①	23	+2	夫：55 妻：Z6	23は、夫の父の実家。妻の実家との親族関係、地縁関係は確認されない。	23には相続予定の男子がいたが戦死し、絶家となるのを避けるため、オイである夫とその妻を迎えた。	夫婦の婚姻時とみられる。
②	61	+2	夫：Z7 妻：県内丹波山村	61とZ7との間に、親族関係、地縁関係は確認されないが、共に、ムラの草分けの家同士と伝わる。	61には子どもがなく、絶家避けるために、夫婦を迎えた。	夫婦の婚姻時とみられる。
③	32	+1	夫：村内の別地区 妻：県内上野原町	32と夫の実家は古いシンセキと伝わる。妻の実家との親族関係、地縁関係は確認されないが、61の現世帯主の親とは、ハトコである。	32には子どもがなく、絶家避けるために遠縁の子ども夫婦を迎えることにした。 ※32は、そもそもはA姓であるが、夫の実家の姓を名乗っている。理由は現世帯主も不明。	不明
④	33	+1	夫：村内の別地区 妻：不明	33と夫の実家の間に、親族関係、地縁関係は確認されない。	33には子どもがなく、絶家避けるため、一人っ子として育ててきた養女に婿を迎えた。	夫婦の婚姻時
⑤	55	+1	夫：87 妻：23	55は妻の父の実家である。87との親族関係、地縁関係は確認されない。	55には、相続予定の子どもがいたが戦死し、絶家となるのを避けるためにメイである妻とその夫を迎えた。	夫婦の婚姻時
⑥	51	+0	夫：22 妻：村内の別地区	51の本家がある隣接の別地区に、夫の母の実家もあり、旧知の関係（古いシンセキとも伝わる）であった。妻の実家との親族関係、地縁関係は把握されない。	51に子どもがなく、絶家避けるために、旧知の子ども夫婦を迎えることにした。	夫婦の婚姻時
⑦	52	+0	夫：52 妻：51	52は、そもそも夫の実家であった。51は隣接戸であり、同じ隣保組を構成し、何かと互助しあう関係にある。	52は、そもそも夫の兄が相続したが、子どもがないまま転居することになり、絶家となる心配が生じたことから、仕事で遠くに行っていた夫と妻が子どもと共に戻るように求められた。	夫の兄が転居してしばらくして後

資料9 両養子となった子どもの出生順 n=7

出生順	実数
次男	5
長女	1
次女	1

i 小熊誠、2000年、「夫婦養子」、福田アジオ・神田より子・新谷尚紀・中込睦子・湯川洋司・渡邊欣雄、『日本民俗大事典 下』、吉川弘文館、p.457

ii 「源流域山村における暮らしの変化と介護戦略—奥会津と奥多摩の比較研究—」プロジェクト（代表研究者：立柳聡）の一環として行われた。人口の高齢化が急速に進展すると共に、要介護者が増え続ける日本において、介護のニーズを充足することが一段と難しい状況にある山間過疎地で、伝統的な互助協同の慣行や人間関係を活かした近隣共助による有効な介護施策を構想する研究であり、よく似た環境条件を伴った二つの地域における伝統的な介護や看病、急患対応の実態や背後にある考え方などの調査と比較研究が深められてきている。

iii この点は、以下において、明らかにした。

立柳聡、2016年、「世帯調査のデータとことわざが解き明かすこと—小菅村小永田の社会構造—」、NPO法人郷土のことわざネットワーク・ことネット、『ことわざを楽しく学ぼう、社会・文化・人生』、人間の科学新社、pp.214-227

iv この点について、昭和9年（1934年）生まれで、以来今日まで小永田で暮らし続けてきたインフォーマント（男性）の一人は、「土地も水も限られている。ムラを支えていくのに、減っても困るが増えるのも困る。40戸くらいがちょうどよかった。」と語っている。

v 小菅村の総戸数は、宝暦8年（1758年）に190とあり、明治24年（1891年）まで、概ね190戸台を維持してきた。その後、大正7年（1918年）に367戸まで増え、以降、昭和55年（1980年）の374戸に至るまで、314から388までの間で推移しており、平成28年（2016年6月）の現状は、324戸である。小菅村全体としても、長期に渡り、戸数は安定的であることがわかる。この点の詳細は、以下を参照。

守重保作、1981年、『小菅村郷土小誌』、小菅村、pp.12-13

vi 江戸時代から続くこうした伝統的な特色について、私家版の小菅村誌とも言うべき『うらが村小菅のかきつけ』には、次のように紹介されている。

「…享保15年（1730）年二月、…「村高明細書」でうかがうことができます。それによると文禄三年五六石余だった小菅村の石高は、寛文九年と同じ五九石余で、水田はなく、畑一七町余、山畑七町余、屋敷一町余。家数は一六一で、内土地持の本百姓一二八、地主の敷地内に住んでいた門百姓三〇、土地のない水呑百姓が三。人口は八七二人で、男四四五人、女四二三人、僧四人で、馬が八六匹いました。… 作物は大麦、小麦、粟、稗、芋、大豆、小豆、そばと野菜、それに

黍が少々で、養蚕はやっていましたが絹織物は作っていませんでした。寛文一三年に刊行された、寒河正親の「子孫鑑」によると、当時の一人一日の食い扶持は米五合ということですから、一年間で一石八斗二升五合になります。小菅村の高五九合は、…しかも半分は年貢ですから、一人当たりの米は年間三升三合五勺にしかありません。ほとんどの村民が米以外の雑穀を主食にしていたわけで、米のメシがいかに貴重品であったかわかります。、「…、いずれにしても小菅村の中世および近世は、何もかもが貧しかったのです。木村礎著「近世の村」に一村当たりのモデル数値があります。それによると 人口は 約四〇〇人 平均村高は 四〇〇～五〇〇石 耕作反別は 五〇町歩前後で、小菅村の場合、人口が二倍、村高や耕地では約十分の一にすぎません。幕末期の相模国村高表を見ても、最高が二〇〇〇石で二ヶ村。一〇〇～三〇〇石が二九五村で最も多く、平均は約四三〇です。小菅村のような五〇石台の村は四一ヶ村で、約六パーセントに過ぎません。小菅村は、こんなに小さな耕作地に、平均の倍の人間が住んでいたのですから人々がどんなに働いても貧しかったのです。」

知久正三郎、1995年、『うらが村小菅のかきつけ』、船木芳治私家版、p.33、p.56

- vii 族制慣行と並び、小永田の社会構造の形成に重大な影響を与えてきたとみられるもう一つのファクターは、ムラ組とみられる八つの隣保組の組織と機能であるとみられる。この点の概要も脚注iiiの先行研究で明らかにしているが、詳細な検討は今後の課題である。「社会構造の一端」とお断りするの、このためである。
- viii 前掲vi、p.158には、次のように記されている。「村の草分けであるとか、古くから村に住んでいたということは、「旧家」ということばにおきかえられて、家柄がよいとされ、反対に他所からその村に新しく来た人は、それだけで幾分低く見られるという傾向がありました。同じ古い家でも、分家だと本家より軽く見られ、ベッケ（別家）、シンヤ（新屋）と呼ばれました。そして本家から古くから分かれた分家の方が重く見られ、古い新屋と新しい別家では、おのづから格差をもって見られました。」
- しかしながら、筆者の調査では、ベッケ、シンヤとも把握できていない。
- ix このため、新しい憲法もでき、世の中が大きく変わり始めた戦後になると、多くの次男、三男が東京へ就職するようになったと伝わる。
- x 分家格の家では、財産の不足や経済的な脆弱性を補うため、自らの稼ぎで耕地を少しずつ購入したり、「人足（にんそく）になる」、「人足に出る」といった表現がなされるが、当地では、何らかの意味でお世話になった家に対する労役奉仕による代償や年貢の納入によって、財産を有する家の小作を行うことも広く行ってきたことが、これまでの調査から判明している。
- xi 墓所を調査してみると、直接的な本分家関係にある家同士の墓は、概ね隣接しているか近接しており、盆や彼岸に際して、一緒に墓掃除を行うといった協同作業の様子を確認することもできる。
- xii 両養子のやり取りを通じて、ミウチ間の関係強化を図る機能もあるのではなかろうか。資料

7の事例番号①と⑤で紹介のように、世帯番号23と世帯番号55の2戸の関係は示唆的と思われる。

^{xiii} 時間が経過し、疎遠になりつつあるシンセキとの関係の再構築の機能もあるのではなかろうか。

^{xiv} しかしながら、「あの家は両養子」といった言い回しも聞かれる。複数のインフォーマントの語るところによれば、これは、実質的な絶家を指摘する見下した表現であるという。IV—Bで指摘したように、当地の家族形成の規範は直系家族制とみられるから、家の存続は、その際、最も重要な課題になるとみられる。“絶家になることは、何よりも恥ずべきこと”といった認識が人々の意識に垣間見える。“確かに血統は絶えるが、絶家となるよりは両養子を迎え、今後は血筋が絶えないように心得ていくことの方がよい。” 両養子を迎える心理には、そうした価値判断も伴っているのかもしれない。

^{xv} 筆者の調査によれば、小永田において、伝統的に高齢者の介護や病気の看病に当たる主要な役割を担っていたのは、妻、ヨメであるが、これを積極的に補助してきた存在がいた。それがムラ内の家に婚出して近くに所在していた実の娘や姉妹であった。両養子夫婦の妻がムラ内の出身であることは、この面でも大きなメリットになったと考えられる。

Social Background and Function of Ryou-Youshi (custom taking an adopted child in unit of couple) : Social Structure of a Community located in the Tama Headwaters

TACHIYANAGI, Satoshi

Abstract

Konagata located in the Tama Headwaters is a community formed on dry field farming. In where, interestingly keep up and repeat *Ryou-Youshi* traditionally. Why ?

In here, cultivated area is very poor, especially rice field is scarcely. Then almost family can't create branch family with distribution of property. On the other hand, if the number of family decrease to excess, it will be not able to be autonomy. So people has made effort to maintain the number of family about 40.

But each family wants to create branch family as far as possible, especially for the second son, because they can't be the successor of the family concerned. While it is happened to fall of family unfortunately, for example lacking of child. We Japanese folklorist call these family *Zekke*. And people dislike to be so, for their ideal of forming family is the stem family system that the first son will be successor.

Under these situation, *Ryou-Youshi* is functioning the following:

- 1) To Avoid the risk of the family concerned to be *Zekke*.
- 2) To achive the ideal to create branch family by the second son.

For husband of the couple of *Ryou-Youshi* is usually person of the second son.

- 3) To maintain the scale of the community.

After all, the function of *Ryou-Youshi* is to resolve the discrepancy of the community and to contribute to maintain the social structure of it. It is my conclusion.

Key words: community formed on dry field farming, *Ryou-Youshi*, branch family, *Zekke*